

令和6年第3回農業委員会総会議事録

開催年月日		令和6年3月25日（月）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 9時58分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		出欠	席次番号	氏 名		出欠
	1	関 山 功 一		出席	1	齋 藤 光 則		出席
	2	岡 安 広		出席	2	賀 嶋 功		出席
	3	中 村 信 明		出席	3	依 田 正 次		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子		出席
	5	町 田 一 二		出席	5	小 林 一 夫		出席
	6	八 木 澤 君 子		出席	6	千 葉 佳 織		出席
	7	江 原 健 治		出席	7	安 野 和 好		出席
	8	神 田 潔		出席	8	清 水 清		出席
	9	吉 田 敏 雄		出席	9	今 泉 志 江		出席
	10	齋 藤 美佐夫		出席				
	11	大 山 峰 夫		出席				
	12	大 橋 進		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		22名
	14	山 下 幸 一		欠席		欠席者		1名
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者				
事務局		事務局長	佐々木 雅美		主 幹	水野 慶之助		
		主 査	塩村 孝太郎		主 任	安藤 寛子		
		主 任	矢野 友基		主 事	菊地 広基		
説明員		事務局長	佐々木 雅美		主 査	塩村 孝太郎		
		主 任	矢野 友基		主 事	菊地 広基		
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (2) 最適化活動の目標（案）について
- (3) 農地法第3条の許可による許可申請に対する許可について
- (4) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	改めまして、皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和6年第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。 はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日、◎◎委員から欠席の報告を受けております。 現在の出席は農業委員13名、推進委員9名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
議長	【開会 午前9時01分】 現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第3回総会を開会いたします。議事録署名委員に江原委員、神田委員を指名いたします。
<u>日程第1 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</u>	
議長	日程第1 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更にかかる意見についてを議題といたします。本案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農振除外について御説明をさせていただきます。 今回、農用地区域からの除外につきまして、令和5年12月4日から15日までの2週間をもって受付しましたところ、18件の申し出がございました。本日はこの18件につきまして、お諮りいたしたいと存じます。 皆様には、今回の除外案件の総括表と各案件の資料を事前に配布しております。本議案につきましては、そちらを基に御説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。 なお、配布資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、机の上に置いたままにしておいてくださいますようお願いいたします。 まず、除外を行う際の審査内容について御説明させていただきます。 除外を行うためには、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定められた6つの要件をすべて満たす必要があります。 第1号、除外する理由が必要かつ適当であって、他に代わりとなる土地がないこと。 第2号、農業経営基盤強化促進法により定める地域計画の達成に支障がないこと。 第3号、農地の集団化や効率的な農作業に支障がないこと。 第4号、認定農業者の農地利用に支障がないこと。 第5号、農業用施設の機能に支障を及ぼさないこと。

第6号、その土地で農業用の公共投資がされている場合、工事の完了後8年が経過していること。以上です。

それでは、今回の申し出のあった各案件の説明に移らせていただきます。

資料の方、まず1ページをめくっていただくと、一覧表がございます。今回、申し出の案件が多いので、一覧表が両面刷りになっておりますが、さらにもう1枚めくっていただくと、下にページ番号1ページの1という番号が下に振られているページがあるかと思しますので、そちらから御説明させていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

除外申し出地は□□□◇◇◇番地◇です。

事業計画者は現在、除外申し出地の隣で、自動車の修理・販売業を営んでおります。会社の社用車の駐車や販売用車両の展示に必要なスペースが不足していることから、除外申し出を行ったものです。

こちらが、申し出地が親族の所有地であり、既存の会社の隣に拡張する計画で、農地を分断するようなことも無いことから、除外要件を満たしていると考えます。

こちらの案件につきましては、現在、細かな書類の修正をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合に限り、除外の見込みがあると判断しております。

続きまして、資料の7ページを御覧ください。

除外の申し出地は、□□□字□□□◇◇◇◇番◇◇です。

事業計画者は現在、◆◆町のアパートに居住しており、▲▲市の消防局に勤務しております。

除外申し出地は、勤務先に近く夫婦のそれぞれの実家が▲▲市と△△町にあるということから、結婚を機にお互いの実家に近い白岡市を選び、住宅を建築するため、除外申し出を行ったものです。

こちらの土地は、両隣が既に宅地化されており、農地を分断するような計画でも無いことから、除外要件を満たしていると考えております。

こちらの案件につきましても、現在、細かな書類の修正をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合は、除外の見込みがあると判断いたします。

続きまして、資料の12ページを御覧ください。

除外の申し出地は、□□□字□□□◇◇◇◇番◇外2筆になります。

申し出者は現在、▼▼市で事業を営んでおります。

除外申し出地の周辺には、地域の方が利用できるような自動車修理工場がないことから、□□□の出身である除外申し出者が、実家の土地を借り受けて自動車修理工場を開場するための除外申し出です。

申し出地は親族の所有地であり、農地を分断するような計画ではないことから、こちらにつきましても、除外要件を満たしていると考えております。

こちらの案件につきましては、細かな書類等の修正をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合は、除外の見込みがあると判断しております。

続きまして、18ページを御覧ください。

除外申し出地は、□□市□□字□□◇◇◇◇番◇外1筆です。

事業計画者は現在、●内のアパートに居住しており、子供2人を含め家族4名で居住しております。子供の成長に伴い家が手狭になってきたことから、妻の実家近くでもあるこちらの土地に住宅を建築するために除外申し出を行ったものです。

こちらの案件につきましても、農地を分断するような計画ではないことから、除外要件を満たしていると考えております。

現在、細かな資料の修正をお願いしているところではございますが、修正がなされた場合は、除外の見込みがあると考えております。

続きまして、資料の27ページを御覧ください。

除外申し出地は、□□字□□◇◇◇◇番◇の一部外2筆です。

除外申し出者は現在、●●市□□□のアパートに居住しており、妻と子供の3人で暮らしております。子供の成長に伴い、アパートの部屋が手狭になってきたことから、実家の近くでもあるこちらの土地に住宅を建築するために除外申し出を行ったものです。

こちらの計画につきましても、周囲が宅地化されており、農地を分断するような計画でも無いことから、除外の見込みがあると判断しております。

現在、細かな資料の修正をお願いしているところではございますが、それらが修正された場合は、除外の見込みありと判断いたします。

続きまして、資料の34ページを御覧ください。

除外申し出地は、白岡市□□字□□◇◇◇◇番◇です。

事業計画者は現在、□□区のアパートに居住しており、夫婦で居住しております。

こちらの土地を選んだ理由は、妻の実家が●●市の□□□であり、実家の近くであることが理由となっております。

こちらの計画につきましては、周囲の農地を分断するような計画でもなく、両隣も既に宅地化されておりますので、除外の見込みがあるものと判断しております。

現在、細かな資料の修正をお願いしているところではございますが、こちらにつきましても、書類がすべて修正された場合は除外の見込みがあると判断しております。

続きまして、資料の40ページを御覧ください。

事業計画者は、株式会社○○○という通所介護施設を開業している事業者になります。

現在、除外の申し出地から5分程○○方向に行ったところがございます、白岡市の□□□◇◇◇◇番◇というところで当施設を運営しております。

除外申し出地は、□□□字□□□◇◇◇◇番◇の一部外2筆となっております。

こちらの件につきましては、現在の既存の施設の移転ということになります。移転である以上は、現在の利用者が継続して利用できる必要があることから、元々の施設の近くで場所を探す必要があるということで、徒歩5分程の距離にあるこちらの計画地を選定したとのことです。

こちらの案件につきましては、既存の施設の移転であり、周囲の農地を分断する計画でもないことから、除外の見込みがあるものと判断しております。

現在、書類等の補正をお願いしているところではございますが、それらがすべて是正された場合は、除外の見込みがあると判断いたします。

続きまして、資料の46ページを御覧ください。

除外の申し出地は、□□□字□□◇◇◇番◇です。

事業計画者は現在、▲▲市のアパートに居住しており、夫婦2人でアパートに居住しておりますが、将来の出産を考え、現在の住居が手狭であることから、双方の実家に近い除外申し出地を選定したとのことです。

こちらの計画につきましても、既に周囲が宅地化されており、農地を分断するような計画でもないことから、除外の見込みがあるものと判断しております。

現在、細かな書類の修正をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合は、除外の見込みありと判断いたします。

続きまして、資料の52ページを御覧ください。

除外申し出地は、□□□字□□□◇◇◇番◇の一部です。

事業計画者は現在、●●市○○に居住しております。

夫婦と子供3人の5名で居住しておりますが、現在の住居が手狭となったことから、実家にも近く、また、周囲に小学校などもあることから、教育の環境にも良い土地というところで、こちらの土地を選定したものです。

こちらにつきましても、既に宅地となっている保育園がすぐ目の前にある土地で、農地を分断するような計画でも無いことから、除外の見込みがあるものと判断しております。

現在、細かな書類の修正をお願いしているところでございますので、それらがすべて修正された場合に限り、除外の見込みがあるものと判断いたしております。

次に、資料の59ページを御覧ください。

除外の申し出地は、□□市□□字□□◇◇◇番◇です。

事業計画者は現在、□□□駅近くにある「○○○○○」というマンションに居住しております。

除外申し出地は、周囲が既に宅地化されており、除外の見込みがある案件ではあるのですが、除外の法律の第1号のところで、必要性があるという要件がございまして、現在、自身で所有しているマンションに居住されておりますので、除外の認可の審査期間中にマンションを売却していただく予定はあるとは聞いているんですけども、認可の審査期間中の間に契約をしていただくということを条件に、除外の見込みがあるものと判断しております。

現在、書類等の補正をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正され、また、住宅の売却の契約がなされた場合に限り、除外の見込みがあると判断しております。

続きまして、資料の69ページを御覧ください。

除外の申し出地は、□□市□□□字□□□◇◇◇番◇外1筆です。

事業計画者は現在、□□□にある実家に両親と暮らしております。

昨年、子供が生まれたことを機に、実家が手狭となったことから、新たに住宅を建築することを希望して除外の申し出を行ったものです。

こちらの案件につきましても、周囲が既に宅地化されており、農地を分断するような計画でも無いことから、除外の見込みがあるものと判断しております。

他の案件と同様、現在、書類等の細かな補正をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合は、除外の見込みありと判断いたします。

続きまして、資料の77ページを御覧ください。

除外の申し出地は、□□□字□□□◇◇◇番◇です。

事業計画者は現在、●●●□□区のアパートに居住しております。

結婚を機に、実家のすぐ隣である除外申し出地に住宅を建築することを希望して申し出を行ったものです。

現在こちらの土地は除外申し出者の父が所有しており、親族の所有する土地で、農地を分断するような計画でも無いことから、除外の見込みがあるものと判断しております。

他の案件と同様、書類等の補正をお願いしているところでございますので、それらがすべて修正された場合は、除外の見込みがあると判断いたします。

つづきまして、資料の82ページを御覧ください。

除外申し出地は、□□市□□字□□◇◇◇番◇外6筆となります。

除外申し者は現在、■市で□□□□□□□□□□□を営んでおります。

こちらの申し出地につきましては、店舗の敷地がすべて■市にある□□□□□ですが、こちらが白岡市の南側の農地に敷地を拡張するという案件になっております。既存の敷地の拡張でございますので、除外の要件は満たしているものと考えていますが、現在、拡張先の農地に許可がない状態で看板が建てられていたり、樹木が生えている状態でございますので、現在、そちらの撤去や是正をお願いしているところでございます。それらにつきましては、除外の審査期間中に撤去していただくという約束ができましたので、それらの推移を見守りながら除外の見込みの判断をさせていただきたいと思っております。

こちらの件につきましては、細かな書類等の修正とそれらの是正がなされた場合に限り、除外の見込みがあるものと判断いたします。

続きまして、資料の86ページを御覧ください。

除外の申し出地は、□□市□□字□□□◇◇◇番◇の一部です。

事業計画者は現在、●●●□□区のアパートに居住しております。除外申し出者は、●●市の出身であり、この度学校が近く教育環境に適しており、市街化に近いこの土地を選定したとのことでした。

先程の案件ではありましたが、保育園の隣の農地を2つに割って建てるような計画になっておりますので、こちら先程の案件で御説明した隣の土地になります。

ですので、周囲が宅地化されており、農地を分断するような計画でもございませんので、こちらの案件につきましても、除外の見込みありと判断しております。

現在、他の案件同様、細かな書類の修正をお願いしているところではございますので、それらすべてが修正された場合は、除外の見込みがあるものと判断いたします。

続きまして、資料の93ページを御覧ください。

除外の申し出地は、□□市□□字□□◇◇◇◇番◇です。

事業計画者は現在、●●市□□のアパートに居住しております。

現在は、夫婦でアパートに居住しておりますが、最近、家財道具が増え、現在のアパートが手狭となってきたことから、◆◆町にある実家すぐ近くの土地であるこの土地を選定し、自身の住宅を建築するために除外申し出を行ったものです。

こちらの案件につきましては、周囲が宅地化されており、農地を分断するような計画でもございませんので、除外の見込みがあるものと判断しております。

その他の案件と同様、書類等の補正がすべてなされた場合は、除外見込みありと判断いたします。

続きまして、資料の100ページを御覧ください。

除外の申し出地は、□□市□□字□□◇◇◇◇番◇の一部です。

事業計画者は現在、●●市□□に居住しており、こちらの土地を選定した理由なんですけれども、特殊な案件でございまして、元々△△町の方にお住まいだったようなのですが、家族との折が合わず、□□の長男のところへ現在越してきているとのご説明をいただいております。ただ、そちらで一緒に住むことをあまりご本人として良く思われていないようでして、今回こちらの土地を選定したという理由になっております。

こちらの案件につきましては、あまり見ない例でして、建築される方がかなり○○○の方でして、現在、開発の住宅を建てる開発相談票をなされていない状況のようでございます。ですので、開発許可が取れる見込みが現在のところ不明の案件でございますので、まず、除外の申し出地としては、周囲の農地を分断するような計画でもございませんので、農地の周囲の状況だけを見れば見込みがある案件ではございますが、開発許可の見込みがあるのかと、そういったところを、まず相談を建築部局へ提出いただいて、それらの見込みがある場合は、審査をさせていただくと考えております。

ですので、こちらの件につきましては、開発許可の相談をしていただいて、都市計画法の許可の見込みがあり、書類等の補正がすべてなされた場合に限り、除外の見込みがあるものと判断いたします。

続きまして、資料の106ページを御覧ください。

除外の申し出地は、□□市□□字□□◇◇◇◇番◇の一部ということで、1つ前の案件の隣の土地になります。

こちら先程の案件と同様、農地を分断したりする計画でもございませんので、見込みがあるものではございますが、こちらにつきましても、理由が特殊でして、元々住んでいるところが○○○○○○○しまったということで、今住んでいるところが4階になりますので、そこまでの階段の昇り降りがつらくなったために住宅を建築したいという理由になっているんですけれども、そちらの案件につきましても、現在、開発許可の相談がなされていない状況でございます。ですので、農地の位置や計画につきましては問題ありませんが、まず、開発の許可の見込みがあるのかどうかを相談していただいて、確認した上で除外の見込みを判断すると考えております。

ですので、こちらの案件につきましては、先程と同様、都市計画法の許可の見込みを確認した上で、書類の補正がすべて是正された場合に限り、除外の見込みがあると

農政課

判断いたします。

続きまして、資料の112ページを御覧ください。

除外の申し出地は、□□字□□◇◇◇◇番◇の一部です。

事業計画者は現在、●●市内のアパートに居住しております。

こちらの土地を選んだ理由といたしまして、実家が■■市の□□にあり、■■市と●●市で子供がのびのび遊んで暮らせる▼▼▼㎡ほどの土地を探したところ、こちらの土地を見つけたとのことでした。

事業計画地は、農地を分断したりするような計画でもなく、周囲が既に宅地化されているところですので、こちらの案件につきましては、除外の見込みがあるものと判断しております。

他の案件と同様、細かな書類等の修正がすべてなされた場合は、除外の見込みありと判断いたします。

以上で、説明を終了いたします。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

委員

書類の回収なんですけど、通常ですね、3条、4条、5条の処理については我々が持ち帰っているんですね。

13条については、回収されています。毎回、回収されていると思います。

個人情報云々ということでしたら、3条、4条、5条の書類についても回収されるべきだと思いますが、委員については情報を共有しても構わないと思いますが、いかがでしょうか。

農政課

御意見ありがとうございます。それにつきましては、今すぐこの場で回答を出すのは難しいと思いますが、農地法の許可と性質の違いというところでお話いたしますと、農振法の除外というのは、農業委員会が許可権限を持っている、法律に基づく許可ではなく、事業計画者から申し出を受けて、それを我々が計画を変更する際に参考にさせていただく、通常の許可とはまた違った位置付けになっておりまして、そのあたりが法律に基づく許可であれば、いただいた個人情報を共有して利用するというのは当然のことなんですけれども、除外申し出とは法律の毛色が違うというところで、過去に資料を回収させていただくという方向で御案内させていただいたと思われるので、確認させていただくため、一旦お預かりさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員

曖昧な回答しかできないということですか。そうしましたら、今までの回収はどういう意味で回収していたのですか。差し支えなければ、この書類を持ち帰りたいのですが。

局長

今まで資料を置いていただいていた経緯ですが、恐らく、資料の内容について、色んな個人情報の他にも、各家庭の個別の情報が記載されている関係から、会議の場で判断するにはこういった情報が必要ですが、資料を持ち帰られてしまうと、もちろん農業委員の守秘義務はありますが、必要以上の情報提供

局長	ということで、当時の事務局は今まで考えていたので、資料を置いていっていただいたという流れがあると思います。今後、そういったご希望があるのであれば、〇〇の方から説明のあったとおり、どの範囲まで今後情報を提供していいのか判断させていただいて、回答をさせていただきたいということで、資料を渡さないと言っているわけではなくて、内部で検討させて欲しいというお話をさせていただいたわけです。
委員	分かりました。個人情報 shallowly 考えるか深く考えるかというお話だと思うのですが、前向きに検討をお願いします。
局長	ですので、今回は置いていっていただいて、次回以降、回答させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
議長	他にございますか。
委員	□□地内の１０１ページから２件程確定ではない土地の件ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇方と〇〇〇の方が土地を取得するというお話ですが、許可は出ると思いますが、内容から転売を考えているような目的ではないかと思うのですが、そのことについてお話を伺いたいのですが。
事務局	ありがとうございます。調整区域の農地に住宅を建てる場合、分家住宅と昔から言われていますけれども、実家があって、例えば、息子が建てるというのが通常の流れでございますので、息子がいらっしゃる方で親の世代が建てるということ自体がほとんど例として見られないところでございます。 農振法の除外の法律の中では、正直なところ、こうしたケースは認めないということが言えないので、都市計画法などの他法令の中で判断し、適切ではないといった案件については、適当でない案件と判断させていただきたい。
議長	他にございますか。
委員	１６番と１７番の案件について、代理人が個人の方ですが、本人とは窓口でやり取りをしたり、他行政と連絡を取り合ってどういう方なのか調べたりしているのですか。
農政課	他自治体へこの方がどういう方なのかという照会については、現状していません。電話でのやり取りは何度かしていますが、今後話が進むようであれば、確認していくべきだと考えています。
委員	９番と１４番の代理人も個人ですが、行政として、その方が不動産業をなさっているのか確認しているのですか。
農政課	代理人が誰であれば申請書類を受理するのかについては別の話として、代理人に求められる資格等については定めがありますので、確認をしています。除外の方では、現状、法律で定めるところはありませんが、基本的には有資格者の方をお願いしております。御質問のあった２名の方については、両名とも有資格者でありますし、代理人の情報を確認をさせていただいております。

議長	他にございますか。
委員	69ページの案件で、71ページにある土地図面との内容の整合性についてよく分からないので確認したいのですが。
農政課	70ページの理由書の中段あたりに「別紙資料添付の●●市□□□◇◇◇の一部は」という記載がありますが、この図面は申請者が家を建てる土地ではなく、当初、申請者が探していた他の土地物件であり、諸条件が合わずに断念したということを示した資料になります。
委員	では、72ページの図面を見たらよろしいのですか。
事務局	72ページの図面についても、過去に申請者が探していた別の土地情報になります。
委員	そうしましたら、この案件は図面なしと考えてよろしいでしょうか。
事務局	74ページ、75ページ、76ページの図面が申請地の位置や形状を示しています。
委員	分かりました。理解できました。
議長	他にございますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案につきましては、やむを得ないものと認め、市へ回答すること で御異議ございませんか。
	[異議等なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第7号については、原案のとおり決定します。

日程第2 議案第8号 最適化活動の目標（案）について

議長	日程第2 議案第8号 最適化活動の目標（案）についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第8号 最適化活動の目標（案）について説明いたします。 別冊の右上に『別紙様式1 令和6年度最適化活動の目標の設定等』とある資料を御覧願います。 A4の用紙で両面刷りされている資料になります。 それでは、説明に入らせていただく前に、1点修正をお願いいたします。 1枚目の「農業委員会の現在の体制」という欄があると思いますが、農業委員数という欄の女性の実数が「0」と記載されていますが、「1」に訂正をお願いいたします。 それでは引き続き説明に入らせていただきます。 農業委員会等に関する法律第37条で「農業委員会事務の実施状況を公表し

事務局	なければならない」とされておりまして、公表する事項の1つとして様式が定められております。 つきましては、今年度につきましても総会の議案として審議をお願いするものでございます。 お配りした資料といたしましては、『令和6年度最適化活動の目標（案）』となっております。令和6年度の活動計画と目標値等を記載しています。 こちらは、御意見等につきまして、反映させていただいた最終版になります。説明は以上でございます。
議長	これについて、どなたか御意見といたしますか、ここが分からないという方がいらっしゃいますか。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第8号については、原案のとおり決定します。

日程第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議長	日程第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして御説明いたします。 今回案件は2件でございます。 総会資料の4ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲渡人から贈与により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は〇〇.〇aで、すべて耕作又は自己保全管理がされております。 農業従事者は本人〇名で、従事日数は〇〇〇日、農機具等については、耕運機、トラクター、田植機、コンバインを世帯を別とする親族と共同所有しています。申請地では、野菜を作付けするとの計画となっております。 このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 番号2につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が譲渡人から贈与により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は〇〇.〇〇aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。 農業従事者は〇名で、従事日数は〇〇〇日、農機具等については、トラクタ

事務局	一、田植機、コンバイン、乾燥機を所有しています。申請地では、水稻を作付けするとの計画となっております。 このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。 これから番号1の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号1番の□□□字□□◇◇番地の□、○、○○○㎡、□□◇◇番◇の○○○㎡、□□◇◇番◇の○○○㎡、□□◇◇番◇の○、○○○㎡、合計○、○○○㎡の3条申請について、3月18日に現地を確認いたしました。 現地案内図は1ページです。 現在、申請地は農地として管理されており、良好な農地として使用されております。 一方、譲受人の農機具等の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、乾燥機、草刈機等を所有しており、所有する農地はすべて耕作されております。 つきましては、今後も引き続き耕作されるものと判断いたしましたので、よろしくをお願いいたします。以上で報告を終わります。
議長	続きまして、番号2の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号2、□□□字□□□◇◇◇番地の3条申請について、3月15日に現地を確認しました。 現在、申請地は農地として使用されており、譲受人も農機具等を所有しており、所有する農地はすべて耕作しております。 案内図は2ページになります。 ついては、今後も耕作されると勘案いたしましたので、よろしくをお願いいたします。以上です。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第9号については、原案のとおり決定します。

日程第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

議長

日程第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。総会資料の5ページ目を御覧願います。

番号1につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。譲受人につきましては、現在、主に建設資材やトラック及びクレーン車等、車両のレンタル業を営んでおります。申請地と既存の土地を一体利用し、円滑な作業を行うため、今回申請がなされたものです。

申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま

す。番号2につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、太陽光発電設備として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、太陽光発電設備事業を営んでおり、周辺に構造物等が少なく、影響が小さい土地にて開発事業を行いたいと考え、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種のうちのいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されま

す。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま

す。説明は以上になります。

議長

説明が終了しました。

これから番号1の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。

委員

議案10号1番の□□□字□◇◇◇及び◇◇◇番◇、農地法第5条の規定による許可申請に関する進達の意見につきまして、3月19日に現地を確認いたしました。

現地案内図は3ページです。

現地につきましては、周辺は資材置場及び駐車場であり、申請地は野菜等が作付けており、良好な農地として管理されております。

違反等はありませんでした。

申請理由は事務局の説明のとおりです。

申請地の状況等から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。

皆様の御審議をお願いいたします。

以上です。

議長	続きまして、番号２の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号２、□□□字□□◇◇◇◇番地の５条申請について、３月１９日に現地を確認しました。 申請地は、１０ｈａ以上の集団農地とは認めません。 案内図は４ページになります。 周辺は既に宅地として利用されており、今後も市街化として発展する可能性の高い場所です。さらに、申請地は○から７００ｍくらいの位置にあり、近くには○○○○○、○○○等があり、なお、転用の理由については事務局説明員のとおりです。 また、申請地は現在、農地として使用されており、違反等はされておられません。 従いまして、この案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。 皆さんの御審議をお願いいたします。 以上です。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、事務局の説明および担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第１０号については、原案のとおり決定します。 以上をもちまして、議案第７号から第１０号に係る議事を終了いたします。 引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から説明いたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第７号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は１件でございます。 総会資料の７ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、住宅敷のための転用です。 簡単ですが、説明は以上です。

議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 2 農地法 18 条第 6 項の規定による通知についてでございますが、今回報告は 1 件でございます。 総会資料の 8 ページ目をご覧ください。 番号 1 につきましては、令和 6 年 2 月 1 日に解約があったものです。 理由は、水田が軟弱地番で、機械が大型になったため解約となったものです。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 3 その他について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 3 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	農業委員会活動記録の提出についてでございますが、今回、提出いただきましてありがとうございます。お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会資料送付時に返却させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 また、4 月分以降、新しい活動記録簿、緑色の冊子をお配りしておりますので、こちらに 4 月分以降ご記入いただければと思います。 続きまして、総会資料の送付をした際、黄色い用紙でアンケート用紙を配布させていただいております。 こちらにつきましては、クリップ止めで資料の方を付けておりまして、そこらを確認いただいた上で、何か御意見があればアンケート用紙にご記入いただき、御解答の方いただければと思いますが、特になければ「特になし」と御解答いただければと思いますので、本日中、終わるまでに御解答いただければと思います。 よろしくお願いいたします。 続きまして、来月の農地パトロールについてでございます。

	4月 は 3回ありまして、最初が4月2日、関山委員と篠津地区推進委員、4月16日に中村委員と大山区推進委員、4月30日に齋藤委員と吉田委員と日勝地区推進委員の3人の予定となっております。 必要に応じて、日程変更をいただければと思います。また日程変更を行った際につきましては、事務局の方まで御連絡いただければと思います。よろしくお願いします。 最後に、来月の総会でございます。 4月24日（水）の午前9時からを予定しております。 会場については一緒でして、議事録署名委員の江原委員と神田委員につきましては、来月総会の際に署名をいただければと思います。 その他は以上になります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等がございますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。
	[終了 午前9時58分]